

令和7年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

1. 勧告のポイント

●月例給、ボーナス引上げ

- ①採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅引上げ
- ②若年層に重点を置きつつ、その他職員も大幅引上げ

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

●月例給	民間給与との較差	15,014円
●ボーナス	民間の支給割合	4.65月
	公務の支給月数	4.60月

(2) 給与改定の内容と考え方

●月例給

大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引き上げ、1級：5.2%、2級：4.2%（平均改定率：3.3%）

●ボーナス

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ 4.60カ月分→4.65カ月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末勤勉手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
令和7年度	期末手当	1.250月（支給済み）	1.275月（現行1.250月）	2.525月
	勤勉手当	1.050月（支給済み）	1.075月（現行1.050月）	2.125月
	計	2.300月	2.350月（現行2.25月）	4.650月
令和8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
	計	2.325月	2.325月	4.650月

【実施時期】 月例給：令和7年4月1日

ボーナス：法律の公布日